

第 2 1 回「送配電コンプライアンス委員会」議事要旨

1. 日 時

2025 年 1 月 15 日（水）14:05～15:25

2. 委 員

一般送配電事業者（10 社）の社長、送配電網協議会事務局長、
外部より招聘した弁護士および公認会計士（各 1 名）

3. 議事要旨

（1）次回以降の業界大相互チェック

< 討議目的 >

2 巡目の業界大相互チェックに向けて、実施方法（相互チェック項目、相互チェックの具体的な実施方法等）について議論。

< 討議内容 >

- ・ 相互チェック項目については、業界大で作成したチェック項目を基本とし、①国の審議会において示された重点的に取組むべき観点、②法令等の改正に伴い新たに規定された点、ならびに③1 巡目の相互チェック後の“良い取組み”の分類において必須の取組みとして行動指針に反映した点、を新たなチェック項目として追加することを確認した。
- ・ 相互チェックの具体的な実施方法としては、1 巡目の相互チェックで改善点と評価された項目、重大違反防止や再発防止等の観点から特に重要と考えられる項目、ならびに新たに追加する項目を中心に相互チェックを行うこととし、2025 年 2 月から 6 月にかけて、全社で相互チェックを実施していくことを確認した。

（2）業界大相互チェック等で確認した“良い取組み”の分類について

< 討議目的 >

一般送配電事業者 5 社の業界大相互チェック（2024 年 2 月から 6 月に実施）、および業界大で実施した取組み内容アンケートにより確認した“良い取組み”について、「必須の取組み」、「推奨事例」および「参考事例」への分類結果を確認。

<討議内容>

- ・ 11 の“良い取組み”について、10 社の導入評価および議論内容に基づき、6 件を必須の取組みに、2 件を推奨事例に、3 件を参考事例として分類することとし、必須の取組みについては行動指針に反映していくことを確認した。
- ・ 10 社の導入評価の方法については、評価対象の取組みが導入済かどうかに関らず全社で採点評価すべきとの意見があり、次回の分類作業に向けて、導入評価の方法を再度検討することとした。

(3) EUC の管理について

<討議目的>

EUC (End-User Computing) およびその他ツールの管理体制等の構築に向け、各社の対応状況を確認するとともに、管理すべき対象について議論。

<討議内容>

- ・ 各職場の EUC およびその他ツールの利用については、クリティカルなリスク領域であるが故に、なぜそれらを利用する必要があるのかといった現場でのリアルな動機にまで立ち返ってオペレーションの効率性やその背面に潜む根本的なリスクを突き詰めて検討する必要があるとの意見があり、引き続き、具体的な各社での使用事例を踏まえ、管理方法を検討していくことを確認した。
- ・ EUC およびその他ツールの管理を行動指針に記載する方向性について異論はなかった一方で、管理対象を定義するにあたっては、託送情報システム等の非公開情報管理システムと EUC の関係性や、それぞれの管理方法の違い等を、より丁寧に検討すべきとの意見があり、引き続き、各社の EUC およびその他ツールの管理方法や現場の利用状況を踏まえ検討していくことを確認した。

(4) 行為規制等に係わるリスク評価について

<討議目的>

前回委員会で議論したリスク評価の進め方に沿って、リスク抽出の観点毎に重要な残存リスクを選定し、その対策案について議論。

<討議内容>

- ・ データ提供のチェック不備による従業員からの非公開情報の漏えいのリスク、故意・悪意による内部不正のリスク、および法令等の改正に伴うリスクを重要な残存リスクとして選定し、データ提供のルール明確化およびルール

遵守に向けた取組み、従業員教育の強化、ならびに第一線への法令改正時教育等により対策を行うことを確認するとともに、これらの対策については行動指針に反映していくこととした。

- ・ これまで、「内部統制」を中心に微に入り細に入り検討を行い行動指針としてまとめてきたが、今後、運用段階でのコンプライアンスの実効性を高めていくためには、「経営戦略」や「業務監督」といったコンプライアンスの構成要素の視点から第一線の実務者の納得感や被牽制感に訴えかけるような簡潔明瞭なキーワードやビジュアルを用いていくことが大事であることを確認した。さらには各社の内部監査や業界大相互チェックにおいては、現場の意識や知識レベル、第二線の管理能力、管理スキルなど、内部統制システムの全体的なバランスをチェックしなければシステムとしての実効性は見えてこないとの意見があり、より実効性や牽制効果を高めるための現場視点での検討や、経営者視点での気付きの共有、第三線（内部監査部門）の行為規制への関わり方の確認等を行いながら、各社の内部監査と業界大相互チェックのそれぞれの役割分担と目標や手法等の見直しの可否について引き続き、議論していくことを確認した。

（５）行動指針の改訂

＜討議目的＞

「業界大相互チェック等で確認した良い取組み」、「EUC の管理」および「リスク評価」の議論結果を踏まえた行動指針の改訂案を議論。

＜討議内容＞

- ・ 行動指針の改訂案確認の議論において、リスク評価の議論を踏まえ追記する「データ提供に関するルール」についてデータが何かを明確化すべきとの意見があり、引き続き、改訂内容を検討し、次回委員会で議論することを確認した。

（６）システムの物理分割に関する各社の進捗状況

＜討議目的＞

一般送配電事業者各社のシステム物理分割の方向性および現在の進捗状況について確認。

＜討議内容＞

- ・ 各社の物理分割に係る進捗状況から、各社における当初計画の物理分割完了時期に変更は無い事を確認した。

以 上